

情報提供

那医発第 638 号
令和 6 年 3 月 27 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
常任理事 喜納美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「介護保険施設等運営指導マニュアルの一部改正について（通知）」の通知が漏きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖医発第 1819 号 F
令和 6 年 3 月 26 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 涌波 淳子



介護保険施設等運営指導マニュアルの一部改正について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本通知は、厚生労働省より、令和 4 年 3 月 31 日付 老発 0331 第 7 号通知により示された当該マニュアルの別添 3 「各種加算・減算適用要件等一覧」について所要の改正が行われた旨のお知らせとなっております。

改正内容の主な概要につきましては、別添資料に一覧として纏められており、改正された別添 3 「各種加算・減算適用要件等一覧」については、下記の厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願い致します。

なお、今般の改正は、当該マニュアルの更新が必要な部分を改正するもので、令和 6 年度報酬改定に基づく一部改正通知は、改めて発出するとのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【厚生労働省ホームページ-介護・高齢者福祉ページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index.html

- 介護保険施設等運営指導マニュアルの一部改正について（通知）

（令和 6 年 3 月 19 日 日医発第 2205 号（介護））

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局庶務課：宮城、崎原
TEL：098-888-0087/FAX：098-888-0089
shomu@okinawa.med.or.jp



3

日医発第 2205号 (介護)
令和 6 年 3 月 19日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

介護保険施設等運営指導マニュアルの一部改正について (通知)

介護保険施設等運営指導マニュアルについては、令和 4 年 3 月 31 日付 老発 0331 第 7 号通知により示され、本会からも「「介護保険施設等の指導監督について (通知)」等について」(令和 4 年 4 月 13 日付 日医発第 203 号)にて、既にご連絡申し上げたところです。

今般、関係事務連絡等が発出されたことに伴い、当該マニュアル別添 3「各種加算・減算適用要件等一覧」について別添により所要の改正が行われましたのでお知らせいたします。

改正内容の主な概要につきましては、添付資料に一覧としてまとめてられておりますので、ご参照ください。また、改正された別添 3「各種加算・減算適用要件等一覧」については、厚生労働省ホームページをご参照ください。

なお、今般の改正は、前回の一部改正通知 (R4. 12. 28 老健局長通知：介護保険最新情報 Vol. 1120) 以後に発出された事務連絡等に基づき、更新が必要な部分を改正するもので、令和 6 年度報酬改定に基づく一部改正通知は、あらためて発出することです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol. 1211

介護保険施設等運営指導マニュアルの一部改正について (通知)

(令 6. 3. 11 老発 0311 第 5 号 厚生労働省老健局長通知)

※マニュアル改正箇所の添付省略

厚生労働省ホームページ「介護保険最新情報掲載ページ」参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

(参考) 厚生労働省ホームページ「介護保険施設等運営指導マニュアルについて」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shidou/index.html

以上

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局総務課介護保険指導室

介護保険最新情報

今回の内容

介護保険施設等運営指導マニュアルの 一部改正について（通知）

※今般の改正は、前回の一部改正通知（R4.12.28 老健局長通知：介護保険最新情報 Vol.1120）以後に発出された事務連絡等に基づき、更新が必要な部分を改正するものです。令和6年度報酬改定に基づく一部改正通知は、あらためて発出しますのでご承知おきください。

計46枚（本紙を除く）

Vol.1211

令和6年3月11日

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3957、3958）
FAX：03-3592-1281

老発0311第5号
令和6年3月11日

都道府県知事
各 殿
市（区）町村長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

介護保険施設等運営指導マニュアルの一部改正について（通知）

介護保険施設等運営指導マニュアルについては、令和4年3月31日付け老発0331第7号当職通知によりお示ししていますが、その後、関係事務連絡等が発出されたことに伴い、当該マニュアル別添3「各種加算・減算適用要件等一覧」について別添により所要の改正を行いましたので通知いたします。

各自治体等におかれては、管内関係団体、介護保険施設等への周知をお願いするとともに、運営指導にあたっての参考にしていただくようお願いいたします。

なお、改正した別添3「各種加算・減算適用要件等一覧」については、以下の厚生労働省ホームページに掲載していますので参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shidou/index.html

(別添参考)

○介護保険施設等運営指導マニュアル 別添3「各種加算・減算適用要件等一覧」の主な改正概要一覧

【報酬改定関係の改正箇所について】

サービス種別	改正内容
介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算対象の全サービス (訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援は対象外)	介護保険最新情報Vol.1159 (介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ&Aの送付について)に基づき、「各種加算・減算適用要件等一覧」に該当部分を記載 介護保険最新情報Vol.1167 (介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ&A(vol.2)の送付について)に基づき、「各種加算・減算適用要件等一覧」に該当部分を記載

【報酬改定関係以外の改正箇所について】

サービス種別番号	サービス種別	改正内容	
106	通所介護	介護保険最新情報Vol.1127「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.13)(令和5年2月15日)」に基づき、「各種加算・減算適用要件等一覧」に「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算」Q&Aを追記。	
107	通所リハビリテーション		
603	認知症対応型通所介護		
609	地域密着型通所介護		
701	介護予防認知症対応型通所介護		
104	訪問リハビリテーション		介護保険最新情報Vol.1157 (「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A Vol. 14」(令和5年7月4日))に基づき、「各種加算・減算適用要件等一覧」に「事業所の医師が診療せずにリハビリテーションを提供した場合の減算」Q&Aを追記。
403	介護予防訪問リハビリテーション		